

女性相談支援等事業委託業務公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

女性相談支援等事業

(2) 事業の目的

相談機関につながりづらい深刻な悩みを抱える女性に対し、安心して過ごす中で悩みを打ち明けられるような居場所の開設や、相談することへのハードルを下げるための SNS 相談を実施し、悩みを抱える女性が支援につながりやすい環境を醸成する。

(3) 事業内容

- ア 全体統括
- イ 女性のための居場所の開設
- ウ SNS 相談の実施
- エ 事業完了報告書の作成

(4) 委託期間

契約日から令和8年3月 23 日まで

2 見積限度額

10,903 千円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために「女性相談支援等事業委託業務プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者(以下「参加者」という。)のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者(以下「候補者」という。)と次点者を選定します。ただし、審査要領に定める条件を満たす提案でない場合は、候補者又は次点者として選定しません。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整(以下「交渉」という。)を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。5日以内(予定)に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うこととなります。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 高知県内に主たる事業所(本社又は本店を含む)を有する者であること。
- (2) 特定非営利活動法人等(特定非営利活動法人、社団法人、財団法人、社会福祉法人等のほか、法人格を持たない任意団体を含む民間団体であり、株式会社、有限会社等の営利団体を除く)であること。
- (3) 女性支援に関わる事業を1年以上行っている者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (6) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (7) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (8) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

6 説明会

- (1) 日時 令和7年3月24日(月)午後2時から
- (2) 実施方法 オンライン
- (3) 説明事項 事業の概要、企画提案書等提出手続き等
- (4) 出席人数 1参加者当たり2名までとします。
- (5) 申込方法 別紙様式1によりFAX又は電子メールにて申込みを行うこと。
なお、必ず電話で着信を確認すること。
- (6) 申込期限 令和7年3月21日(金)午後5時(必着)

7 質疑と回答

質疑は令和7年3月26日(水)午後5時までに別紙様式2により持参、郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)、FAX又は電子メールで受け付けます。FAXと電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。質疑と回答の内容は令和7年3月28日(金)までに高知県子ども・福祉政策部人権・男女共同参画課のホームページに掲載します。

8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルに参加したい事業者は、参加申込書(別紙様式3)に資格要件の確認書類を添えて申込みをしてください。申込みに当たって提出する書類を次表に示します。

[提出書類の様式、提出部数等]

提出書類の名称	提出部数
参加申込書(様式3)	1部

提出書類の名称	提出部数
法人・団体概要書(様式4)	1部
定款、寄附行為、規約、その他これらに類する書類	1部
県税の納税証明書(発行3か月以内のもの)	1部
消費税及び地方消費税の納税証明書(発行3か月以内のもの)	1部
直近の決算書	1部
法人・団体の参考資料(設立趣旨や事業内容など法人・団体の概要がわかるもの)	1部

(1) 参加申込書

ア 提出方法

持参又は郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)

イ 提出期限

令和7年4月3日(木)午後5時(必着)

ウ 提出先

〒780-8570 住所 高知市丸ノ内 1-2-20

高知県 子ども・福祉政策部 人権・男女共同参画課 TEL 088-823-9651

(2) 資格要件の確認

高知県子ども・福祉政策部人権・男女共同参画課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和7年4月7日(月)までに申込者へ電子メールにて通知します。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

ア 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。

イ 知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に書面により回答します。

9 企画提案書の作成

別途定める「女性相談支援等事業委託業務にかかる企画提案書作成要領」に基づいて企画提案書を作成してください。

10 審査

別途定める「女性相談支援等事業委託業務審査要領」に基づき実施します。

11 審査結果

審査結果は、令和7年4月23日(水)までに、全ての参加者に文書で通知します。
なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

高知県情報公開条例

[<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMi>]

12 日程

令和7年3月18日(火)	募集開始
令和7年3月21日(金)午後5時	説明会申込締切り
令和7年3月24日(月)午後2時	説明会開催
令和7年3月26日(水)午後5時	質疑書提出締切り
令和7年3月28日(金)	県から質疑書について回答
令和7年4月3日(木)午後5時	参加申込及び資格確認書類提出締切り
令和7年4月7日(月)	県から参加者資格結果通知
令和7年4月14日(月)午後5時	企画提案書の提出締切り
令和7年4月21日(月)午後2時(予定)	審査委員会(プレゼンテーション)
令和7年4月23日(水)	審査結果通知

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却されません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写(県庁内及び審査委員会での使用に限ります。)します。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第4号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式5により提出してください。

開示・非開示の判断は様式5に基づき行うものではなく、様式5を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

高知県情報公開条例

[<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMi>]

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

14 問合せ先

高知県 子ども・福祉政策部 人権・男女共同参画課

担当者 岩本、田所

TEL 088-823-9651

FAX 088-823-9807

E-mail 060901@ken.pref.kochi.lg.jp

15 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがあります。

- (1) 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- (2) 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- (3) 県職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- (5) プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (6) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

16 その他

- (1) 参加申し込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とします。
- (3) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約規則第40条の規定により免除された場合又は契約規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではありません。